

農地法第3条の規定による許可申請書

下記〔 農地 ・ 採草放牧地 〕について を〔 設定 ・ 移転 〕したいので、農地法第3条第1項許可を申請します。

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様
 いすみ市農業委員会会長 大鐘 義二 様

申請人
 譲受人 氏名 (名称) 印

譲渡人 氏名 (名称) 印

記

1 申請当事者の氏名 (名称)、住所、職業及び年齢

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	備考
譲受人				電話連絡先 — —	
譲渡人				電話連絡先 — —	

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番	地目		面積	10アール 当り普通 収穫高	利用 状況	所有者氏名 (名称)	利用者 (所有権以外の使用収益 権が設定されている場合)		備考
	登記簿	現況					氏名 (名称)	利用 権原	

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲 受 人					経営地 ①+④	譲 渡 人			
	所 有 地			借 入 地			自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤					
田 畑 樹園地 計 採草放牧地 山林その他										

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏 名	年 齢	権利取得者との続柄	職 業	農作業従事 日数	備 考
世帯員 (構成員)						
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件に係る事項

別紙を確認する。

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類			
確保済み	所有 リース			
導入予定	所有 リース			
(資金繰りについて)				

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農業生産法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を 行う期間：年 箇月〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）
		年 年	箇月（直近の実績） 箇月（見込み）

10 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 申請者の欄について、個人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
記1については、法人の場合にあっては名称、代表者氏名、主たる業務の内容及び主たる事務所の所在地を記載のこと。ただし、その法人が市町村、農業協同組合及び農地保有合理化法人にあっては、主たる業務の内容は記載しなくてもよい。
- 記2については、登記簿上の所有名義と現在の所有者が異なる場合は備考欄に登記簿上の所有者を記入する。
- 記4については、権利を移転し又は設定しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあっては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
- 記5については、「自作地」「借地」欄には、権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有地」のうちの「その他」欄には、農業経営を委託しているもの及び不耕地等その所有者及びその世帯員により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- 記6については、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを備考欄に記載すること。
- 記7については、権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合は別紙により記載すること。
- 記8の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りにについても記載する。
- 区分地上権が設定される場合にあっては、記5、記6及び記8の記載を要しないが、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- 農業生産法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記8の各事項について、法人全体に関するものの他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。